議案第３４号

ひたちなか市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和７年　３月　３日　提出

ひたちなか市長　大　谷　　明

令和　年　　月　　日　議決

ひたちなか市条例第　　号

ひたちなか市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

ひたちなか市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成６年条例第３６号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

9　災害応急作業等手当	規則で定める災害対応業務に従事したとき。

付　則

この条例は，令和７年４月１日から施行する。

参考資料

ひたちなか市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>別表（第２条関係）
<table><tr><th>手当の種類</th><th>支給対象業務</th></tr><tr><td>１～８　略</td><td>略</td></tr></table></td><td>別表（第２条関係）
<table><tr><th>手当の種類</th><th>支給対象業務</th></tr><tr><td>１～８　略</td><td>略</td></tr><tr><td>9　災害応急作業等手当</td><td>規則で定める災害対応業務に従事したとき。</td></tr></table></td><td></td></tr>
</table>